

事務連絡
令和2年3月27日

各都道府県消防防災主管部（局）
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁消防・救急課

新型コロナウイルス感染症への対応について（情報提供）

令和2年3月26日、政府においては、「新型コロナウイルス感染症対策本部（第23回）」が開催されました。これに伴い、同日、総務省においても「第23回新型コロナウイルス感染症総務省対策本部」を開催いたしました。

「新型コロナウイルス感染症対策本部（第23回）」においては、安倍内閣総理大臣より、以下の発言がありました。

（安倍内閣総理大臣発言）

- 本日、厚生労働大臣から、新型コロナウイルス感染症の感染状況として、
 - ・ 国内では、新規の感染者数が都市部を中心に増加し、感染源が不明な感染者数も増加していること、
 - ・ 世界的にも、感染者数と死亡者数の急激な増加が見られること、
 - ・ 海外からの移入が疑われる事例が多数報告されていること等の状況を踏まえ、専門家会議にも諮った上で、新型コロナ特措法に基づき、「新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高い」旨の報告が行われました。
- この報告を受け、これまでの対策に加え、総合的な対策を推進していくため、特措法第15条に定める政府対策本部を設置いたしました。
- 政府対策本部の設置により、各都道府県知事も、特措法に基づく都道府県対策本部を直ちに設置することとされており、今後は、これまで以上に都道府県と連携を密にしながら、一体となって対策を進めてまいります。
- この国難とも言うべき事態を乗り越えるためには、国や地方公共団体、医療関係者、事業者、そして国民の皆様が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていくことが必要です。関係閣僚におかれては、西村担当大臣及び厚生労働大臣を中心に、特措法に基づく「基本的対処方針」を速やかに策定してください。
- また、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を受け、水際対策についても更なる強化を行います。

まず、先般行われた感染症危険情報のレベル3への引き上げに合わせ、欧州21か国及びイランの全土については、入管法による入国拒否対象地域に追加することとし、明日27日午前0時から効力を発生させるものとします。

併せて、これら入国拒否対象地域から帰国した邦人に対しては、空港におけるPCR検査を確実に実施してまいります。今後、帰国者の増加も見込まれるところであり、マンパワーの確保の点から、検疫当局と関係機関は、緊密に協力して対応に当たってください。

- 加えて、東南アジア等でも感染が拡大し、これらの国々からの入国者の中に複数の感染者が確認されていることから、東南アジア、中東、アフリカ諸国についても、更なる検疫の強化が必要と判断いたしました。

これらの国々からの入国者に対しては、検疫所長の指定する場所での14日間の待機及び国内における公共交通機関の使用自粛を要請します。

併せて、措置の実効性を担保する観点から、これらの国において発給された査証の効力を停止するとともに、査証免除措置を順次停止いたします。

今後手続きを進め、28日午前0時から運用を開始し、まずは4月末日までの間実施することといたします。

- また、3月5日に決定した、中国及び韓国に対する検疫の強化、査証の制限等の措置については、世界的な感染拡大が現在も続いており、両国でも引き続き感染者が発生している状況を踏まえ、措置の期間を4月末日まで延長することといたします。
- 最後に、世界での感染拡大状況や、それに伴う各国での国境閉鎖、外出禁止令等の措置により邦人旅行者等の出国が困難になっている事情に鑑み、昨日、全世界を対象に、危険情報レベル2を発出いたしました。

国民の皆様には、地域を問わず、全ての海外への不要不急の渡航をやめるようお願いいたします。

- 本対策本部の下、引き続き、国民の皆様の命と健康を守ることを第一に、感染拡大の防止に全力を挙げてまいりますので、各位にあっては、引き続き、対策を進めてください。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の消防本部に対してもこの旨を周知いただきますようお願いいたします。

(添付資料)

新型コロナウイルス感染症対策本部（第23回） 配布資料

連絡先

消防庁消防・救急課 阿部、田村、佐井

電話：03-5253-7522

E-mail：shokuin@soumu.go.jp

新型コロナウイルス感染症対策本部（第23回）

日時：令和2年3月26日（木）

17時35分～17時50分

場所：官邸2階小ホール

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）新型コロナウイルス感染症への対応について

3. 閉 会

（配布資料）

資料1 厚生労働省提出資料

資料2 国家安全保障局提出資料

参考資料 新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱

新型コロナウイルスに関連した 感染症の現状と対策

令和2年3月26日(木)

厚生労働省

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について(令和2年3月25日18時時点)

中国	香港	マカオ	日本	韓国	台湾	シンガポール	ネパール	タイ	バトナム	マレーシア	豪州	米国	カナダ	フランス	ドイツ	カンボジア	スリランカ	アラブ首長国連邦	フィンランド	フィリピン	インド	イタリア	英国	ロシア	スペイン
感染者数	386	29	1292	9137	216	558	2	827	134	1654	2252	53268	2587	22302	32986	91	102	248	792	552	519	69176	8077	494	2272
死者数	4	4	45	126	2	2	2	4	4	15	8	689	27	1100	126			2	1	35	10	6820	422	1	36
ヘルギー	エジプト	イラン	イスラエル	レバノン	クウェート	バーレーン	オマーン	アフガニスタン	イラク	アルジェリア	オーストリア	スイス	クロアチア	ブラジル	ジョージア	バキスタン	北マケドニア	ギリシア	ノルウェー	ルーマニア	デンマーク	エストニア	オランダ	サンマリノ	リトアニア
感染者数	4269	402	24811	318	191	392	84	74	316	264	4876	8648	382	2201	70	972	148	743	2566	794	1718	369	5560	187	209
死者数	122	19	1934	1	4	2	2	1	23	17	28	86	1	46		6	2	17	10	7	24		276	20	1
アイスランド	アゼルバイジャン	ベラルーシ	ニュージーランド	メキシコ	カタール	ルクセンブルク	モナコ	エクアドル	アイルランド	チェコ	アルメニア	ドミニカ共和国	インドネシア	アンドラ	ポルトガル	ラトビア	セルビア	ハンガリー	サウジアラビア	ヨルダン	アルゼンチン	ウクライナ	モロッコ	チュニジア	ハンガリー
感染者数	648	87	155	367	526	1099	23	1049	1329	1394	249	312	686	164	197	86	767	154	301	922	97	170	114	187	
死者数	2	1		4		8		18	6	1	3	49	1	23					4	2	3	4	3	8	
ポーランド	スロベニア	バレーチナ	オーストリア	南アフリカ	ジブラルタル(英領)	ブータン	カメルーン	トーゴ	セルビア	スロバキア	バチカン	コロンビア	ペルー	コスタリカ	マルタ	パラグアイ	ハンガリー	モルドバ	ブルガリア	モルディブ	ブルネイ	キプロス	アルバニア	ブルキナファソ	モンゴ
感染者数	901	480	59	166	554	15	66	20	303	204	4	306	416	177	110	27	39	218	13	104	124	123	114	1	
死者数	8	3		1					3	1		3	5	2	1	1	3	3			1	4	4		
パナマ	ボリビア	ホンジュラス	コンゴ民主共和国	ジャマイカ	トルコ	コートジボワール	ガイアナ	ガーナ	ジャマICA	ケイマン諸島(英領)	キューバ	トリニダード・トバゴ	スーダン	ギニア	エチオピア	ケニア	グアテマラ	ベネズエラ	ガボン	ガーナ	アンティグア・バーブーダ	カザフスタン	ウルグアイ	ナミビア	セーシェル
感染者数	345	29	30	45	21	1872	73	23	17	15	3	48	57	3	4	12	25	21	84	6	53	72	162	8	
死者数	6			1	1	37	1	1		1	1	1	1	1			1	1	1	2				7	
セントルシア	ルワンダ	エスワティニ	キューラソー	スリナム	モーリタニア	コンゴ	コソボ	ジンバブエ	中央アフリカ	ウズベキスタン	赤道ギニア	リベリア	ニューカレドニア	ソマリア	ベナン	バハマ	モンテネグロ	ハルバド	ケルギス	ザンビア	ジンバブエ	ガンビア	モーリシャス	エルサルバドル	
感染者数	3	40	4	3	7	2	61	4	1	4	50	9	3	12	2	1	6	4	47	18	3	3	42	4	
死者数				1		1	1										1	1				1	2		
チャド	ニカラグア	モントセラト(英領)	マダガスカル	ハイチ	アンゴラ	ニジェール	バブアニューギニア	ジンバブエ	カーボベルデ	エリトリア	東ティモール	マン島(英王室属領)	ウガンダ	ニューカレドニア	シリア	モザンビーク	グレナダ	バミューダ(英領)	ミャンマー	ドミニカ国	ラオス	タックス・カイコス諸島(英領)	その他	計	
感染者数	3	2	1	17	7	3	3	1	3	3	1	2	9	5	1	3	1	2	2	2	2	1	712		
死者数			1					1															10		

※1 うち144例は無症状病原体保有者(症状はないが、検査が陽性となった者)

※2 この他にチャーター便で帰国後、3月1日に死亡したとオーストラリア政府が発表した1名がいる。当該死亡者は豪州の死亡者欄に計上。

新型コロナウイルス感染症に関する入退院の状況

【国内事例】

3月25日(水)18時時点

PCR検査陽性者			
	現在も入院等	退院者	死亡者
1 2 9 2 (+ 9 8)	8 8 8 (+ 4 7) 重症→軽～中等症になった者 2 4	3 5 9 (+ 4 9)	4 5 (+ 2)

【クルーズ船事例】

PCR検査陽性者			
	現在も入院等	退院者	死亡者
6 7 2	6 1 (- 4) 重症→軽～中等症になった者 2 9	6 0 1 (+ 4)	1 0

【総計】

PCR検査陽性者			
	現在も入院等	退院者	死亡者
1 9 6 4 (+ 9 8)	9 4 9 (+ 4 3) 重症→軽～中等症になった者 5 3	9 6 0 (+ 5 3)	5 5 (+ 2)

(注)1【国内事例】には、空港検疫で確認されたPCR検査陽性者23名を含む。

2【クルーズ船事例】にはチャーター便帰国した者(40名)は含めない。

3【クルーズ船事例】には藤田岡崎医療センター分を含む。

新型コロナウイルス感染症の発生状況

※令和2年3月25日18時時点

【国内事例】 ※括弧内は前日からの変化

	PCR検査陽性者										PCR検査実施人数						
	うち無症状者			うち有症状者			うち有症状者				うち入院治療を要する者	うち人工呼吸器又は集中治療室に入院している者※3	うち確認中	うち入院待機中の者	症状有無確認中	死者数(別掲)	PCR検査実施人数
	うち退院した者	うち入院治療を要する者	うち入院中の者	うち入院待機中の者	うち退院した者	うち入院治療を要する者	うち軽～中等症の者	うち人工呼吸器又は集中治療室に入院している者※3	うち確認中	うち入院待機中の者							
											うち退院した者	うち入院治療を要する者	うち入院中の者	うち入院待機中の者			
国内事例 (チャーター便帰国者を除く)	1254 (+93)	127 (+14)	35 (+1)	90 (+13)	85 (+13)	5	1119 (+79)	308 (+48)	765 (+26)	504 (+30)	56 (-1)	202 (-1)	6 (+1)	8	45 (+2)	22,859 (+1593)	
空港検疫	23 (+5)	13	0	13	13	0	10 (+5)	1	9 (+5)	9 (+5)	0	0	0	0	0	1,484 (+58)	
チャーター便 帰国者事例 (水際対策で確認)	15	4	4	0	0	0	11	11	0	0	0	0	0	0	0	829	
合計	1,292 (+98)	144 (+14)	39 (+1)	103 (+13)	98 (+13)	5	1,140 (+84)	320 (+48)	774 (+31)	513 (+35)	56 (-1)	202 (-1)	6 (+1)	8	45 (+2)	25,172 (+1651)	

※1 うち日本国籍の者900(+31)人(これ以外に国籍確認中の者がいる)

※2 うち海外移入が疑われる事例が197例

※3 今までに重症から軽～中等症へ改善した者は24(+4)名

※令和2年3月25日18時時点

【上陸前事例】 ※括弧内は前日からの変化

クルーズ船事例 (水際対策で確認) (3,711人) ※4	PCR検査陽性者 ※【 】は無症状 病原体保有者数	退院等している者	人工呼吸器又は集中治療室に入院している者 ※7	死亡者
	712 ※5 【331】	601 (+4) ※6	11	10 ※8

※4 那覇港出港時点の人数。うち日本国籍の者1,341人 ※5 船会社の医療スタッフとして途中乗船し、PCR陽性となった1名は含めず、チャーター便で帰国した40名を含む。

国内事例同様入院後に有症状となった者は無症状病原体保有者数から除いている。※6 退院等している者601名のうち有症状322名、無症状279名。チャーター便で帰国した者を除く。

※7 29名が重症から軽～中等症へ改善(うち12名(+3)は退院) ※8 この他にチャーター便で帰国後、3月1日に死亡したとオーストラリア政府が発表した1名がいる。

新型コロナウイルス感染症に係る国内の体制整備について

	帰国者・接触者相談センター	帰国者・接触者外来等	(参考) 一般電話相談窓口
設置目安	各保健所への設置を目安 ※保健所件数：472件 (H31.4.1)	二次医療圏に1カ所以上 ※二次医療圏数：335 (H30.4.1)	なし ※一般電話相談窓口は医療機関の紹介を行わないため、地域ごとに設置する必要がなく、各自治体が必要な回線数を設置できていればよい。
設置件数	47都道府県、527施設 で設置 ※2/12に全都道府県での設置を確認、前日比±0施設	47都道府県、1,050施設 で設置 ※2/13に全都道府県での設置を確認、前日比+4施設 ※2/21に全二次医療圏での設置を確認	47都道府県で設置済
対応件数	相談件数は全国で 271,714件 (2/3~3/24) ※前日比13,941件増加	帰国者・接触者外来の受診者数は全国で 12,669件 (2/1~3/24) ※前日比581件増加	東京都：8,712件 (1/29~2/27) (2/26:428件、2/27:414件) 大阪府：5,174件 (1/29~2/27) (2/26:263件、2/27:215件) 宮城県：2,272件 (2/4~2/27) (2/26:213件、2/27:242件) 岡山県：1,067件 (2/4~2/27) (2/26:126件、2/27:164件) ※報告対象ではないため、専用ダイヤルを設置したいくつかの都道府県へ聞き取り調査を実施。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 保健所のほか、県庁や市役所の感染症対策担当課に設置している都道府県もある。 全都道府県が24時間土日でも対応可能である(各ホームページ上でも公表)。 2/27に相談件数の増加が著しい27都道府県に電話回線の状況を聴取したが、特段輻輳は生じていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 1,050施設のうち感染症指定医療機関は412施設。 	<ul style="list-style-type: none"> 専用回線を設置している都道府県は神奈川県を含め22都道府県。 都道府県とは別に一般電話相談窓口を設置している市区町村もある。

厚生労働省発健0326第1号
令和2年3月26日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信

新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第二項の規定により読み替えて適用する同法第十四条の規定に基づく報告について

新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第二項の規定により読み替えて適用する同法第十四条の規定に基づき、別添のとおり報告します。

1. 新型コロナウイルス感染症の発生の状況

(1) 国内における発生の状況

①国内における感染者数等

- ・ 本年1月15日に、国内においてはじめて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された。
- ・ 同年3月25日18時までに、国内の感染者数は1,292人、死亡者数は45人となっている。

②国内における発生の状況の分析等

- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）において、「北海道以外の新規感染者数は、日ごとの差はあるものの、都市部を中心に漸増しており、3月10日以降、新規感染者数の報告が50例を超える日も続いています。また、高齢者福祉施設で集団感染が発生する事例があります。」「感染源（リンク）が分からない感染者の増加が生じている地域が散発的に発生しています。」「日本国内の感染の状況については、3月9日付の専門家会議の見解でも示したように、引き続き、持ちこたえています。一部で感染拡大がみられます。諸外国の例をみても、今後、地域において、感染源（リンク）が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねないと考えています。」等とされており、その後更に感染者数の増加が見られる。

(2) 海外における発生の状況

- ・ 世界保健機関は、本年3月11日の会見において、新型コロナウイルス感染症について、パンデミック（世界的な大流行）とみなすことができる旨を表明

している。

- ・ 世界的に感染者数と死亡者数の急激な拡大が見られる。

※ 新型コロナウイルス感染症の発生状況(括弧内は本年3月11日との比較)

	本年3月11日	同月19日	同月25日
感染が報告された国・地域	110 か国・地域	161 か国・地域	187 か国・地域
感染者数	118,650 人	210,469 人 (1.77 倍)	415,856 人 (3.50 倍)
死亡者数	4,294 人	8,873 人 (2.07 倍)	18,353 人 (4.27 倍)

(3) 海外において感染し、国内に移入したと疑われる感染者の発生の状況

- ・ 本年3月19日以降、海外において感染し、国内に移入したと疑われる感染者が連日10人以上確認されており、また、これらの者が国内で確認された感染者のうちに占める割合も増加している。また、移入元の国が流行当初は中華人民共和国に集中していたが、現在までに欧州を中心として多様化しており、増加と多様化の両面の影響を今後受ける可能性がある。

2. 新型コロナウイルス感染症にかかった場合の病状の程度

- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」において「この感染症に罹患しても約80%の人は軽症で済む」、「5%程の方は重篤化し、亡くなる方もいる」、「高齢者や基礎疾患を持つ方は特に重症化しやすい」等とされている。こうした重症度については、致死率が極めて高い感染症ほどではないものの、季節性インフルエンザと比べて高いリスクがあると認められる。

3. 新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれ

- ・ 上記の状況に鑑み、新型コロナウイルス感染症について、そのまん延のおそれが高いと認められる。

水際対策強化に係る新たな措置

令和 2 年 3 月 26 日

1. 入国拒否対象地域の追加（法務省）

入管法に基づき入国拒否を行う対象地域として、欧州 21 か国（注）及びイランの全域を指定。14 日以内にこれらの地域に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、入国拒否対象とする。

（注）アイルランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、ポルトガル、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク

2. 検疫の強化（厚生労働省）

東南アジア 7 か国（注）又はイスラエル、カタール、コンゴ民主共和国若しくはバーレーンの全域からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で 14 日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請。

（注）インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア

3. 査証の制限等（外務省）

（1）上記 2 の国に所在する日本国大使館又は総領事館で 3 月 27 日までに発給された一次・数次査証の効力を停止。

（2）上記 2 の国に対する査証免除措置を順次停止。

（3）上記 2 の国並びに中国（香港を含む。）及び韓国との APEC・ビジネス・トラベル・カードに関する取決めに基づく査証免除措置の適用を順次停止。

4. 中国及び韓国に対して実施中の水際対策の継続

第 17 回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 2 年 3 月 5 日開催）において、3 月末日までの間実施することとした検疫の強化、航空機の到着空港の限定等、査証の制限等の措置の実施期間を更新し、4 月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

上記 1. の措置は、3 月 27 日午前 0 時から当分の間、実施する。ただし、実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者は、対象としない。

上記 2. の措置は、3 月 28 日午前 0 時以降に出発し、本邦に来航する飛行機又は船舶を対象とし、4 月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

上記 3. の措置は、3 月 28 日午前 0 時から 4 月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

以上

新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について

令和2年1月30日
閣議決定
令和2年3月17日
一部改正
令和2年3月26日
一部改正

- 1 中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症について、感染が拡大している現下の状況に鑑み、政府としての対策を総合的かつ強力に推進するため、また、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第15条第1項の規定に基づき、下記により、新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 特措法第15条第2項の規定に基づく本部の名称並びに設置の場所及び期間は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 新型コロナウイルス感染症対策本部
 - (2) 設置場所 東京都（内閣官房（中央合同庁舎第8号館））
 - (3) 設置期間 令和2年3月26日から新型コロナウイルス感染症対策を推進するため必要と認める期間
- 3 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

本部長 内閣総理大臣

副本部長 内閣官房長官、厚生労働大臣、新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する事務を担当する国務大臣

本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣

- 4 本部に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指名した官職にある者とする。
- 5 特措法第16条第8項の規定に基づき、本部にその事務の一部を行う組織として、新型コロナウイルス感染症現地対策本部を設置することができる。その名称並びに設置の場所及び期間は、本部長が定める。
- 6 本部の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 7 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。